徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第７５４号　令和６年１０月１５日発行

目　　次

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
８０	令和６年１０月２７日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に従事する者等に対し支給することができる実費弁償の額等を告示する件	
８１	令和６年１０月２７日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を告示する件	
８２	令和６年１０月２７日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を告示する件	
８３	令和６年１０月２７日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰り上げて投票を行う投票区を告示する件	
８４	令和６年１０月２７日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
８５	令和６年１０月２７日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任する件	

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
８６	令和６年１０月２７日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
８７	令和６年１０月２７日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を告示する件	
８８	令和６年１０月２７日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を告示する件	
８９	令和６年１０月２７日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を告示する件	

【選挙長告示】

番　号	表　　題	担当課名
１	令和６年１０月２７日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における徳島県第１区の選挙立会人について、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る者が１０人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が３人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件	
１	令和６年１０月２７日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における徳島県第２区の選挙立会人について、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る者が１０人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が３人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件	

【選挙分会長告示】

番　号	表　　題	担当課名
１	令和６年１０月２７日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が１０人を超えるときにくじを行う場所及び日時を定める件	

徳島県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一　選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1　鉄道賃　鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

2　船　賃　水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

3　車　賃　陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

4　宿泊料（食事料二食分を含む。）　一夜につき一万二千円

5　弁当料　一食につき千円、一日につき三千円

6　茶菓料　一日につき五百円

二　選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1　基本日額　一万円以内

2　超過勤務手当　一日につき基本日額の五割以内

三　選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1　鉄道賃、船賃及び車賃　第一号1、2及び3に掲げる額

2　宿泊料（食事料を除く。）　一夜につき一万円

四　選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

選挙運動のために使用する事務員　一日につき一万円以内

専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者　一日につき一万五千円以内

専ら手話通訳のために使用する者　一日につき一万五千円以内

専ら要約筆記のために使用する者　一日につき一万五千円以内

徳島県選挙管理委員会告示第八十一号

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）第五十六条第一項の規定により令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一　日時　令和六年十月十六日　午後六時

二　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）第六十一条第一項の規定により令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の掲示における名称等の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一　日時　令和六年十月十五日　午後六時

二　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県選挙管理委員会告示第八十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、次の投票区における投票の期日は、次のとおりとする。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

市町村名	投票区名	投票の期日
阿南市	伊島投票区	令和六年十月二十六日

徳島県選挙管理委員会告示第八十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

選挙区名	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
徳島県第一区	徳島市	小島周一郎	徳島市	南部秀智
徳島県第二区	小松島市	林　耕治	板野郡藍住町	濵　誠司

徳島県選挙管理委員会告示第八十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

選挙分会長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
徳島市	小島周一郎	徳島市	南部秀智

徳島県選挙管理委員会告示第八十六号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

審査分会長		審査分会長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
小松島市	林　耕治	板野郡藍住町	濵　誠司

徳島県選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中田丑五郎

選挙区名	選挙会の場所	日時
徳島県第一区	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内　一〇〇一会議室	令和六年十月二十九日 午前十時三十分
徳島県第二区	徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内　一〇〇一会議室	令和六年十月二十九日 午前十時三十分

徳島県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　一〇〇一会議室

二　日時　令和六年十月二十九日　午前十一時

徳島県選挙管理委員会告示第八十九号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　一〇〇一会議室

二　日時　令和六年十月二十九日　午前十一時

衆議院小選挙区選出議員選挙徳島県第一区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における徳島県第一区の選挙立会人について、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙徳島県第一区選挙長　小　島　周　一　郎

一　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　徳島県選挙管理委員会委員室

二　日時　令和六年十月二十五日　午前十時三十分

衆議院小選挙区選出議員選挙徳島県第二区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における徳島県第二区の選挙立会人について、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙徳島県第二区選挙長　林　耕　治

一　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　徳島県選挙管理委員会委員室

二　日時　令和六年十月二十五日　午前十時三十分

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が十人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長　小島周一郎

一　場所　徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁内　徳島県選挙管理委員会委員室

二　日時　令和六年十月二十五日　午前十時三十分